



健康保険などの公的医療保険制度による医療費は「診療報酬」という法令に基づいた金額により算定されます。医療機関は患者を診察した記録(通称カルテ)をもとに、医療費を請求するための「診療報酬明細」(通称レセプト)を毎月作成して、医療費を請求します。

本チラシでは、医療費事例を紹介します。

(データ提供:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所)

※この事例は、当該傷病で想定される具体的な症状や治療・経過を記載しています(実際の事例ではありません)。また、金額は、2013年(平成25年)8月現在の診療報酬、公的医療保険制度に基づき算出しています。

※医療機関の基準については、看護体制の整った都心部の急性期医療機関を想定して作成しています。

事例

子宮頸がん(上皮内がん)で、5年経過 (30歳 女性)

事例の具体的な経緯、症状、治療内容(概要)

結婚後間もなく、自治体の子宮がん検診を受けたところ、「子宮頸部細胞診:クラスⅣ」で、「がんの疑いあり」と診断された。紹介された総合病院での精密検査の結果、がんは上皮内にとどまる0期で、病変部分を円錐状に切り取る子宮頸部切除術が行われた。術後の出血も少量で、手術から6日目、計8日間の入院にて退院となった。その後の組織診では、切り取った断面にがん細胞はみられず、追加治療は不要となった。退院後、3か月目の検診で細胞診がクラスⅠ(正常細胞)になり、半年目からは自宅近くの婦人科に転院し、半年に一度定期的に検診を受けている。



支払総額
(一般)

190,080円

(上位所得者の場合190,080円)

支払総額の明細は裏面をご覧ください。

※食事自己負担額、室料(差額ベッド)を含みます。食事自己負担額、室料(差額ベッド)以外にも、入院時寝具料・衣料代、交通費(家族分も含む)などの雑費が必要となる場合があります。



●事例における医療費の内訳と自己負担、
高額療養費、その他費用支払総額
(一般)

190,080円

(上位所得者の場合190,080円)

5

1 医療費	術前1月目	入院	術後1月目～3月目	術後6月目～術後5年目	合計
入院日数	0日	8日	0日	0日	8日
通院日数	2日	0日	計2日	計11日	15日
初診料 (円)	2,700	0	0	2,700	5,400
再診料 (円)	700	0	1,400	7,000	9,100
医学管理料 (円)	0	6,300	0	22,500	28,800
投薬料 (円)	0	2,270	0	0	2,270
注射料 (円)	0	18,660	0	0	18,660
処置料 (円)	0	900	0	0	900
手術料 (円)	0	45,300	0	0	45,300
検査料 (円)	13,750	35,900	23,520	91,300	164,470
画像診断料 (円)	0	2,800	0	0	2,800
リハビリテーション料 (円)	0	0	0	0	0
入院料 (円)	0	207,620	0	0	207,620
医療費合計 (円)	17,150	319,750	24,920	123,500	485,320
2 A 3割自己負担額 (円)	5,150	95,930	7,480	37,100	145,660
3 高額療養費	術前1月目	入院	術後1月目～3月目	術後6月目～術後5年目	合計
自己負担限度額(一般) (円)	限度額を超えず	限度額を超えず	限度額を超えた月なし	限度額を超えた月なし	限度額を超えた月なし
B 高額療養費 (円)	0	0	0	0	0
4 その他の費用	術前1月目	入院	術後1月目～3月目	術後6月目～術後5年目	合計
入院時食事自己負担額 (円)	0	4,420	0	0	4,420
室料(差額ベッド) (円)	0	40,000	0	0	40,000
C 小計 (円)	0	44,420	0	0	44,420
支払総額(一般)	術前1月目	入院	術後1月目～3月目	術後6月目～術後5年目	合計
自己負担額総計 A - B + C (円)	5,150	140,350	7,480	37,100	190,080

※食事自己負担額:1食260円×食事回数計17回で計算。

※室料(差額ベッド):この事例では1日5,000円として計算。(室料(差額ベッド)は病院や室により異なります。かからない場合もあります。)

※事例の内容(治療内容・治療経過等)は、表面をご覧ください。

※「その他の費用」として表示している食事自己負担額、室料(差額ベッド)以外にも入院時寝具料・衣料代、交通費(家族分も含む)などの雑費が必要となる場合があります。

事例の読み方

1 医療費の内訳と3割自己負担額

レセプトに応じた医療費の明細と3割自己負担額です。

2 医療費の自己負担額総額

所得により異なります。本チラシでは一般所得者と上位所得者(標準報酬月額53万円以上)のケースを記載しています。収入に応じて自己負担の金額が異なりますので注意してください。

3 高額療養費〈70歳未満の場合〉

以下の算式・手順で求められます。(概要)

a) 自己負担限度額の算出

一般所得者: 80,100円 + (医療費合計 - 267,000円) × 1%
上位所得者(標準報酬月額53万円以上):

150,000円 + (医療費合計 - 500,000円) × 1%

b) 高額療養費の算出

(自己負担額) - (高額療養費の自己負担限度額)

4 その他の費用

医療費以外にかかった費用について食事自己負担額、室料(差額ベッド)を表示しています。食事自己負担額、室料(差額ベッド)以外にもその他雑費が必要となる場合があります。

5 当該事例における最終的な自己負担の総額

本チラシは、株式会社セールス手帖社保険FPS研究所よりデータ提供を受け、作成したものです。公的医療保険制度については、各公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

●取扱者/代理店

●引受保険会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社